

様式第5号（別表第2関係）

Kターン若者雇用拡大奨励金（Kターン若者）交付申請書

年 月 日

（宛先）久慈市長

申請者 住 所 久慈市

氏 名

電話番号

Kターン若者雇用拡大奨励金の交付を受けたいので、補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり奨励金の交付を申請します。

1 交付申請額 100,000円

2 交付対象となる若者であることの確認事項

項 目	左の項目に該当する場合は チェック(☑)してください。
申請日において納期の到来した市税を完納しているかを、この奨励金の担当課の職員が確認することに同意します。	<input type="checkbox"/>

3 交付対象となる若者であることの確認事項（事業主向け奨励金と同時に申請をしない場合に記載）

生年月日	年 月 日 ( 歳)	性別	Kターンの種別 (いずれかに○)	Uターン J Iターン 大卒等新卒Kターン
転入前の住所 ※大卒等新卒Kターンをした若者以外である場合				
卒業年月日及び卒業した 学校名 ※大卒等新卒Kターン をした若者である場合		年月日	年 月 日	
		学校名		
雇用年月日、事業 所の名称及び 勤務先の所在地	年月日	年 月 日		
	事業所名			
	所在地	雇用日時点		
		申請日現在	※雇用日時点と同じ場合は「同上」と記載すること。	

項 目	左の項目に該当する場合は チェック(☑)してください。
1 Kターンをしたこと及び申請日において市内に住民登録しているかを、この奨励金の担当課の職員が確認することに同意します。	<input type="checkbox"/>
2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。	<input type="checkbox"/>
3 申請をする日以前に移住支援金交付要綱の規定により移住支援金の交付を受けていない者（ただし、同要綱第3第2項に規定する複数人世帯の区分による移住支援金の交付を受けた者の属する世帯の世帯員のうち同項第1号に該当する者を除く。）です。	<input type="checkbox"/>
4 申請をする日以前に岩手県移住支援事業費補助金交付要綱の規定によりいわて若者移住支援金の交付を受けていない者（ただし、同要綱別表第1に規定する2人以上の世帯の区分によるいわて若者移住支援金の交付を受けた者の属する世帯の世帯員のうち移住をする直前の住所において、同一世帯に属していた者を除く。）です。	<input type="checkbox"/>

#### 4 添付書類

- (1) 就業等証明書（様式第6号）
- (2) 労働条件通知書等の控え又は労働契約書の写し
- (3) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）等の写し
- (4) 雇用した日から6月が経過した日（当該日の属する月の翌月以降に申請をする場合は、申請をする日の属する月の前月の末日）までの出勤簿等の写し（大卒等新卒Kターンをし、事業主に対する奨励金と同時に申請する場合を除く。）
- (5) 戸籍の附票の写し（大卒等新卒Kターンをした若者である場合を除く。）
- (6) 卒業証書又は卒業証明書の写し（大卒等新卒Kターンをした若者である場合に限る。）
- (7) その他市長が必要と認める書類

就 業 等 証 明 書

年 月 日

（宛先）久慈市長

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者名

次のとおり当事業所の従業員として就業しているとともに、当事業所がKターン若者雇用拡大奨励金の交付対象となる事業所であることを証明します。

(ふりがな)		
氏 名		
雇用年月日	年 月 日	
雇用期間	1 期間の定めなし      2 期間の定めあり ※どちらかに○をすること。	
	[2の場合直近の雇用期間]      年 月 日から      年 月 日まで [2の場合雇止めをする予定]      1 あり      2 なし ※どちらかに○をすること。	
1週間の所定労働時間	時間（通常の労働者の所定労働時間      時間）	
求人方法（いずれかに○）	公共職業安定所 ・ 合同企業説明会(名称：      ) 岩手県Uターンセンター ・ その他(      )	
項 目		左の項目に該当する場合はチェック(☑)してください。
1 対象となるKターンをした若者は、雇用した日以後継続して雇用し、かつ、申請日現在において市内の事業所に6か月を超えて勤務しています。		<input type="checkbox"/>
2 Kターンをした若者を雇用した日から起算して、3年間市外に転勤させません。		<input type="checkbox"/>
3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する事業（同条第1項第2号から第5号までに規定するものを除く。）を営んでいません。		<input type="checkbox"/>
4 事業主又は事業所の取締役若しくは監査役が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。		<input type="checkbox"/>